

CVRI Report Vol.4

2006 / 3 / 15

ストックオプションの費用処理について考える(1)

新聞等で報道のとおり、会社法施行日(平成 18 年5月予定)以降に付与されるストック・オプションについては費用処理が義務づけられています。特に上場企業では付与日が4月30日なのか5月1日かで会計処理が全く異なりますので注意が必要です。

今回から数回は新ストック・オプションの会計・税務処理について解説したいと思います。

従来ストック・オプションは役員・従業員に対するインセンティブの一環として位置づけられてきましたが、付与時点では無償取引であるが故に発行体である会社において何の経理処理も要求されてきませんでした。また、権利行使時においても資本取引であるため損益計算書には一切影響を与えることがありませんでした。

一方、ストック・オプションを付与された従業員等は、税制適格ストック・オプションであれば権利行使により得た株式の売却時まで課税を繰り延べることが可能であり、しかもその売却益に対してはキャピタルゲイン課税(公開企業の株式売却益に対しては10%の税率が適用される)の適用がありました。

従って、会社及び従業員・役員双方にとって、ストック・オプション制度は魅力的なものであった訳です。

しかし、昨年12月27日に公表されました「ストック・オプション等に関する会計基準」では、企業がストック・オプションを付与した従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上することになりました。また、各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額とすることになりました。

本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。株式会社企業価値総合研究所では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) CVRI. All Rights Reserved.

【 新ストック・オプション会計の説例 】

(仮定)

決算日:3月31日

ストック・オプション付与日:平成18年7月1日

ストック・オプション数:100個

ストック・オプション単価:@48

権利行使日:平成20年7月1日～平成24年6月30日

行使条件:ストック・オプションを付与された従業員等が平成20年6月30日に当該会社に在籍していること

1. 平成19年3月31日の仕訳

借) 株式報酬費用	1,800*	/	貸) 新株予約権	1,800
(販売管理費)			(純資産の部)	

*ストック・オプション公正価値(100個×@48円)×(9ヶ月/24ヶ月) = 1,800

2. 平成20年3月31日の仕訳

借) 株式報酬費用	2,400*	/	貸) 新株予約権	2,400
(販売管理費)			(純資産の部)	

*ストック・オプション公正価値(100個×@48円)×(12ヶ月/24ヶ月) = 2,400

3. 平成20年6月30日の仕訳

借) 株式報酬費用	600*	/	貸) 新株予約権	600
(販売管理費)			(純資産の部)	

*ストック・オプション公正価値(100個×@48円)×(3ヶ月/24ヶ月) = 600

即ち、従業員等に付与されたストック・オプションの公正価値が、権利行使可能となる期間に亘り費用として認識されていることが分かると思います。